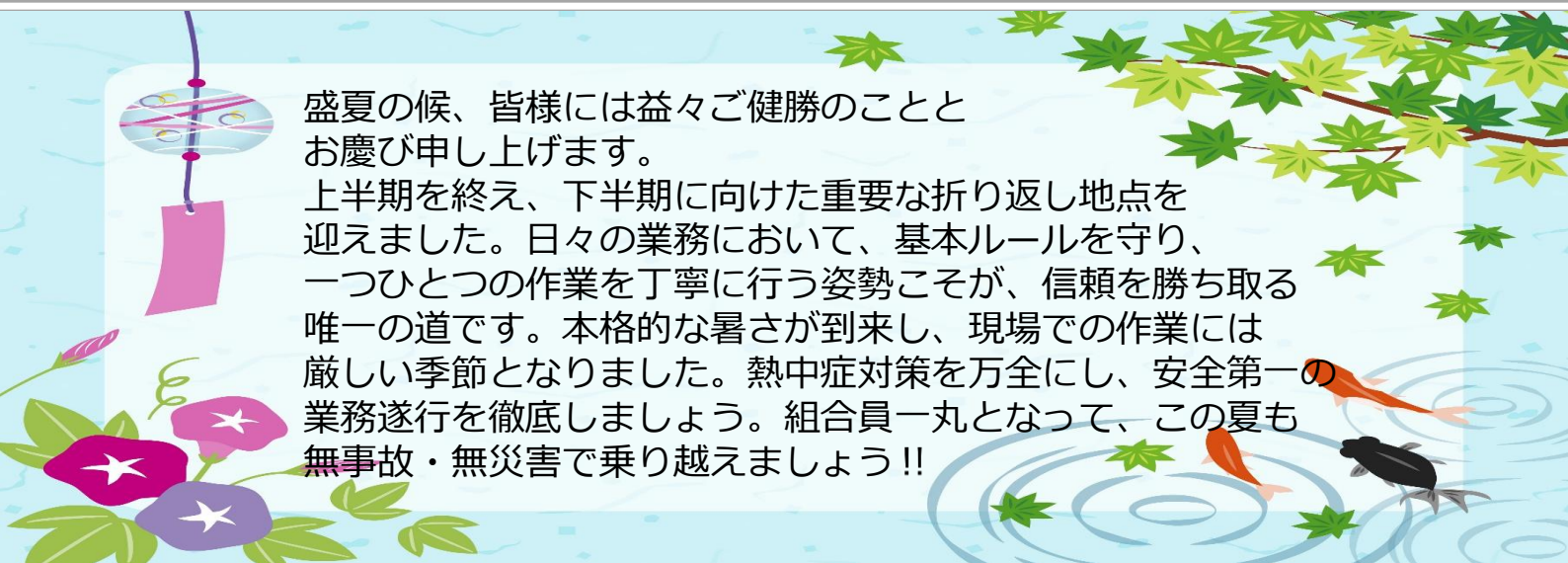




盛夏の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
上半期を終え、下半期に向けた重要な折り返し地点を迎えました。日々の業務において、基本ルールを守り、一つひとつの作業を丁寧に行う姿勢こそが、信頼を勝ち取る唯一の道です。本格的な暑さが到来し、現場での作業には厳しい季節となりました。熱中症対策を万全にし、安全第一の業務遂行を徹底しましょう。組合員一丸となって、この夏も無事故・無災害で乗り越えましょう!!

金属盗対策法

金属盗対策：組合員として知っておくべき5つのポイント

1. 「届出」の期限に注意！（令和8年8月31日まで） 6月1日時点で既に「特定金属くず買受業」を営んでいる事業者は、8月31日までに営業所を管轄する警察署を経由して公安委員会へ届出を行う必要があります。期限を過ぎると無届営業となる恐れがあるため、事務局でも改めて周知いたします。
2. 本人確認・記録保存の徹底 今回の法律により、特定金属（現時点では「銅」が対象）を買い受ける際の本人確認と取引記録の作成・3年間の保存が義務化されました。免許証やマイナンバーカード等による本人確認の徹底を、現場スタッフ全員で再確認しましょう。
3. 犯行用具（カッター等）の所持規制について 令和7年9月より、正当な理由なく一定の長さや機構を有するケーブルカッターやボルトクリッパーを隠して携帯することが禁止されています。業務で必要な場合は正当な理由として認められますが、車両への積載方法など、紛らわしい運用にならないよう注意が必要です。
4. 現場を守る！防犯対策の強化不審な持ち込みを防ぐため、物理的な防犯対策が改めて重要です。防犯カメラの設置（録画機能付き）はもちろん、敷地内の死角を減らす草刈りや、侵入者を検知するセンサーライト、パトライト（警告音）の活用など、ハード面での対策も検討しましょう。
5. 「地域の目」で盗品流通を防ぐ 金属盗は下見を行うケースが多いため、不審な車両や人物がいれば直ちに最寄りの警察へ通報してください。私たち事業者が「怪しい取引はしない・させない」という強い姿勢を示すことが、地域の安全を守り、業界の信頼性を高めることに繋がります。

大阪府警察ホームページ（特定金属くず買受業） <https://www.police.pref.osaka.lg.jp/>

※トップページから「手続・申請」→「生活安全」の項目内、もしくは検索窓に「特定金属くず」と入力して最新情報をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

ご案内



当組合事務局でも導入しており、大変重宝している「Fill Water（ウォーターサーバー）」をご紹介します。現在、2026年9月30日までの期間限定で、お得な「ナツク！キャンペーン」が実施中です。熱中症対策や非常時の備えとしても非常に心強い製品です。詳細は当事務局までお気軽にお問い合わせください。



堺リサイクル事業協同組合

SAKAI RECYCLE COOPERATIVE ASSOCIATION

第44号 2-2

2026年6月・2026年7月分発行
発行：堺リサイクル事業協同組合

編集：事務局

会員数：24社 7月31日現在

会員交流会（暑気払い） 開催されました！

先日の暑気払いは、総勢17名の参加で大盛り上がり！日頃の現場仕事から少し離れ、リラックスした雰囲気の中で、普段はなかなか話せない仕事の悩みや地域の情報交換に花が咲きました。「やっぱり直接会って話すのが一番！」と、皆さんの笑顔があふれる、活気ある交流会となりました。



8月10日（月）～

8月16日（日）

※これ以外の期間中は、留守電となっております。

8月17日（月）より、通常業務させていただきます。

